

養護教諭・栄養教諭

I 実施要領等

1 初任者研修（養護教諭・栄養教諭）実施要領

（目的）

第1 初任者研修（養護教諭・栄養教諭）は、新任養護教諭・新任栄養教諭に対して、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

（対象）

第2 初任者研修（養護教諭・栄養教諭）の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村立の小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）（以下「小・中学校」という。）の養護教諭・栄養教諭に新たに採用された者
- (2) 県立学校の養護教諭・栄養教諭に新たに採用された者

2 県教育委員会又は市町村教育委員会（初任者の所属する学校を所轄する教育委員会をいう。以下同じ。）は、その所轄する学校の初任者について、年間研修計画に従い、1年間の研修を実施するものとする。

（研修）

第3 初任者研修（養護教諭・栄養教諭）の内容は、次の表のとおりとする。

区分	研修の種類		日数等	研修実施機関
養護教諭	小・中学校	1 校内研修	88 時間程度*	初任者所属校
		2 校外研修	(1) 教育事務所研修	1 日
	(2) 本庁研修		8 日	県教育委員会
	県立学校	1 校内研修	88 時間程度*	初任者所属校
2 校外研修		(1) 本庁研修 (うち1日間は総合教育センターにおいて高等学校と合同)	9 日	県教育委員会
栄養教諭	小・中学校	1 校内研修	88 時間程度*	初任者所属校
		2 校外研修	(1) 教育事務所研修	1 日
	(2) 本庁研修		9 日	県教育委員会
	県立学校	1 校内研修	88 時間程度*	初任者所属校
2 校外研修		(1) 本庁研修 (うち1日間は総合教育センターにおいて特別支援学校と合同)	10 日	県教育委員会

※88 時間程度… 88 時間を下回ることなく 88 時間に近い時数を設定するという意味で「程度」としていること。他の箇所も同様。

（研修計画）

第4 県教育委員会は、第3の表に掲げる研修について、研修計画を作成するものとする。

（年間指導計画書）

第5 校長（初任者の所属する学校の校長を言う。以下同じ。）は、県教育委員会が作成した研修計画に基づき、初任者研修（養護教諭・栄養教諭）に係る「研修指導員」（養護教諭にあっては当該地域等の指導養護教諭及び養護教諭等、栄養教諭にあっては当該地域等の栄養教諭等をいう。以下同じ。）

の参画を得て、当該学校における初任者研修年間指導計画書（様式1）を作成するものとする。

なお、市町村立の小・中学校にあっては、計画の作成に当たり、所轄する教育事務所の担当指導主事等の参画を得ることとする。

- 2 校長は、初任者研修年間指導計画書を、小・中学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に提出するものとする。
- 3 市町村教育委員会は、第5第2項の規定により提出された初任者研修年間指導計画書を添付し、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該市町村教育委員会を所轄する教育事務所を経由するものとする。

（年間指導報告書）

第6 校長は、年間指導計画の実施結果を初任者研修年間指導報告書（様式1）に取りまとめるものとする。

- 2 校長は、初任者研修年間指導報告書を、小・中学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に提出するものとする。
- 3 市町村教育委員会は、第6第2項の規定により提出された初任者研修年間指導報告書を添付し、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該市町村教育委員会を所轄する教育事務所を経由するものとする。

（研修指導員）

第7 県教育委員会は、関係学校等に対し、会計年度任用職員措置を講じるものとする。

- 2 県教育委員会は、研修指導員を命じるものとする。

なお、該当者がいない場合は、養護教諭にあっては当該地域等の指導養護教諭及び養護教諭等、栄養教諭にあっては当該地域等の栄養教諭等を研修指導員に命じるものとする。

- 3 校長等は、研修指導員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、研修指導員を命じられた指導養護教諭及び養護教諭等並びに栄養教諭等の校務分掌を軽減するものとする。
- 4 県教育委員会は、研修指導員を任用し、初任者が所属する学校等に勤務させ、又は、市町村教育委員会の要請に応じ、初任者が所属する学校等に派遣させるものとする。

（会計年度任用職員）

第8 県教育委員会は、研修指導員を命じることに伴い、必要となる会計年度任用職員の人数に応じて会計年度任用職員を任用し、関係県立学校に勤務させ、又は市町村教育委員会の要請に応じ、関係会計年度任用職員を初任者又は関係研修指導員が所属する学校等に派遣するものとする。

（校内体制）

第9 研修指導員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 校長、副校長の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者に対して指導助言を行うものとする。
 - (2) 校外研修の期間中における初任者の職務を代行する。
- 2 校長、副校長は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて初任者の指導及び助言に当たるものとする。
 - 3 担当教員（初任者が所属する学校の副校長等又は教諭をいう。以下同じ。）は、校長、副校長の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者に対して指導及び助言を行うものとする。また、校長、副校長、教諭及び研修指導員による初任者に対する指導及び助言の状況を把握し、支援・援助するものとする。
 - 4 教諭は、校長、副校長の指導の下に、年間指導計画に従い、担当教員及び研修指導員と連携し、初任者の指導及び助言に当たるものとする。

(校長等連絡協議会)

第10 県教育委員会は、初任者研修（養護教諭・栄養教諭）を円滑かつ効果的に実施するため、校長・担当教員・研修指導員・教育事務所指導主事等の連絡協議会を設置する。

(実施体制)

第11 県教育委員会は、初任者研修（養護教諭・栄養教諭）の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。

2 校長は、初任者研修（養護教諭・栄養教諭）について校務分掌に位置付けるとともに、初任者研修（養護教諭・栄養教諭）に係る学校の協働体制を整備するとともに、関係書類を整備するものとする。

3 校長は、（共同調理場にあつては、共同調理場長が校長と連携を図りながら）初任者が校外研修を受ける間の業務について、適切に行われるよう配慮するものとする。

(文書の保存期間)

第12 初任者研修（養護教諭・栄養教諭）に係る文書等の保存期間は「岩手県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則」によるものとする。

(補則)

第13 この要領に定めるもののほか初任者研修（養護教諭・栄養教諭）の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 初任者研修（養護教諭・栄養教諭）研修計画作成要領

I 総則

- 第1 県教育委員会は、初任者研修（養護教諭・栄養教諭）実施要領第4に基づき、研修計画を作成するものとする。
- 2 年間研修計画の作成に当たっては、学校における年間指導計画が校内組織や調理場組織等の実情に応じて作成されるよう配慮するものとする。

II 校内における研修及び校外における研修

（方法）

- 第2 初任者は、1年間、校内において、研修指導員や担当教員を中心とする指導及び助言による研修を受けるとともに、校外において総合教育センター等における研修を受けものとする。

（日数等）

- 第3 校内における研修時間数は、養護教諭は年間88時間程度*（うち担当教員等36時間程度*、研修指導員52時間（13日））、栄養教諭は年間88時間程度*（うち担当教員等40時間程度*、研修指導員48時間（12日））とし、担当教員等及び研修指導員の指導及び助言による研修をする。

※○時間程度…○時間を下回ることなく○時間に近い時数を設定するという意味で「程度」として
いる。他の箇所も同様。

- 2 校外における総合教育センター等の研修日数は、年間を通じて養護教諭にあつては9日間、栄養教諭にあつては10日間確保されなければならないものとする。

（内容）

- 第4 研修内容については、初任者の必要性に応じて精選・重点化を図るとともに、職務遂行の状況や初任者の指導力の状況等に応じて適時性と系統性をもたせるようにする。

- 2 校内における研修及び校外における研修は、教員としての素養、専門領域における職務、生徒指導力、マネジメント力、復興教育の視点、キャリア教育の視点、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点、ICTや情報・教育データの利活用の視点等、養護教諭・栄養教諭の職務の遂行に必要な事項について実施するものとする。

（担当教員等を中心とする指導及び助言）

- 第5 研修指導員及び担当教員は、校長、副校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に基づき、初任者に対して指導及び助言を行うとともに、初任者の教育活動等に関する相談に応ずるものとする。

- 2 校長、副校長は、年間指導計画に基づき、研修項目に応じて、初任者の指導及び助言に当たるものとする。

- 3 担当教員以外の教員は、校長、副校長の指導の下に、年間指導計画に基づき、担当教員等と連携しつつ、担当教員等の職務を補充して、初任者の指導及び助言に当たるものとする。

（校外研修）

- 第6 校外における研修は、講義、演習及び実践研修等を行うものとする。

III その他

（校務分掌の軽減）

- 第7 校長は、学校の校内組織等の実情に応じて、適宜初任者の校務分掌を軽減する。また、担当教員等について、その担当授業時数等、校務分掌を軽減する。

（保護者等への配慮）

- 第8 研修の計画及び実施に当たっては、保護者や地域社会の理解や協力が得られるように配慮するものとする。

3 2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）実施要領

（目的）

第1 2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）は、初任者研修を終えた教員に対して、現職研修の一環として、それぞれ1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

（対象）

第2 2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）の対象は、次に掲げる者とする。

(1) 市町村立の小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）（以下「小・中学校」という。）の養護教諭・栄養教諭に採用され、原則として初任者研修（養護教諭・栄養教諭）を修了した者（3年目研修（養護教諭・栄養教諭）は2年目研修（養護教諭・栄養教諭）を修了した者）

(2) 県立学校の養護教諭・栄養教諭に採用され、原則として初任者研修（養護教諭・栄養教諭）を修了した者

2 県教育委員会又は市町村教育委員会（研修者の所属する学校を所轄する教育委員会をいう。以下同じ。）は、その所轄する学校の研修者について、年間研修計画に従い、1年間の研修を実施するものとする。

（研修）

第3 研修は、次の表のとおりとする。

	校内研修	校外研修
2年目研修	・自己研修 (5時間程度※)	年間2日間 本庁研修 2日間 総合教育センターにおいて、教諭と一部合同
3年目研修	・自己研修 (5時間程度※)	年間1日間 本庁研修 1日間 総合教育センターにおいて、教諭と一部合同

※5時間程度… 5時間を下回ることなく5時間に近い時数を設定するという意味で「程度」として
いること。他の箇所も同様。

（校内組織及び研修）

第4 実施する学校においては、担当教員を置く。

2 校長、副校長は、研修者に対する指導及び助言を行うとともに、研修者の教育活動等に関する相談に応ずるものとする。

3 担当教員は、校長、副校長の指導の下に、研修者に対する指導及び助言を行うものとする。

4 担当教員は、研修者に対する指導及び助言の状況を把握し、系統的、組織的な研修が行われるようにしなければならない。

（研修計画）

第5 県教育委員会は、第3の表に掲げる研修について、研修計画を作成するものとする。

（年間研修計画書）

第6 校長は、県教育委員会が作成した研修計画に基づき、担当教員等の参画を得て、当該学校における2年目研修年間研修計画書（様式5）または3年目研修年間研修計画書（様式7）を作成するものとする。

- 2 校長は、2年目研修年間研修計画書（様式5）または3年目研修年間研修計画書（様式7）を、小・中学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に提出するものとする。
- 3 市町村教育委員会は、第6第2項の規定により提出された年間研修計画書（様式5または様式7）を、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該市町村教育委員会を所轄する教育事務所を経由するものとする。

（年間研修報告書）

- 第7 校長は、2年目研修年間研修計画または3年目研修年間研修計画の実施結果を2年目研修年間研修報告書（様式5）または3年目研修年間研修報告書（様式7）に取りまとめるものとする。
- 2 校長は、2年目研修年間研修報告書（様式5）または3年目研修年間研修報告書（様式7）を、小・中学校にあっては市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に提出するものとする。
 - 3 市町村教育委員会は、第7第2項の規定により提出された年間研修報告書（様式5または様式7）を、県教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該市町村教育委員会を所轄する教育事務所を経由するものとする。

（実施体制等）

- 第8 県教育委員会は、2年目・3年目研修の実施状況を把握し、その適正な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。

（補 則）

- 第9 この要領に定めるもののほか2年目・3年目研修の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

4 2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）研修計画作成要領

I 総則

- 第1 県教育委員会は、2年目・3年目研修（養護教諭・栄養教諭）実施要領第5に基づき、研修計画を作成するものとする。
- 第2 研修計画の作成に当たっては、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を踏まえて作成するものとする。

II 校内における研修及び校外における研修

（方法）

- 第3 研修者は、1年間、校内において校長、副校長及び担当教員を中心とする指導及び助言による研修をするとともに、校外において本庁等における研修をするものとする。

（日数等）

- 第4 校内における研修は、自己研修とし、2年目研修では年間5時間程度※、3年目研修では年間5時間程度※実施することとする。

※5時間程度・・・5時間を下回ることなく、5時間に近い時数を設定するという意味で「程度」としている。他の箇所も同様。

- 2 校外における本庁等の研修日数は、2年目研修では年間2日間、3年目研修では年間1日間確保されなければならないものとする。

（内容）

- 第5 研修内容については、研修者の必要性に応じて精選・重点化を図るとともに、職務遂行の状況や研修者の指導力等の状況等に応じて適時性と系統性をもたせるようにする。

- 2 校内における研修及び校外における研修は、教員としての素養、専門領域における職務、生徒指導力、マネジメント力、復興教育の視点、キャリア教育の視点、特別支援教育の視点等、養護教諭・栄養教諭の職務の遂行に必要な事項について実施するものとする。

（担当教員を中心とする指導及び助言）

- 第6 校長、副校長は、研修者の指導及び助言に当たるものとする。
- 2 担当教員は、校長、副校長の指導の下に、研修者に対して指導及び助言を行うとともに、研修者の教育活動等に関する相談に応ずるものとする。
- 3 校長及び副校長は、研修者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにする。

（校外研修）

- 第7 校外における研修は、講義、演習等を行うものとする。

III その他

（保護者等への配慮）

- 第8 研修の計画及び実施に当たっては、保護者や地域社会の理解や協力が得られるように配慮するものとする。

5 初任者研修（養護教諭・栄養教諭）に係る研修指導員等取扱要領

（趣 旨）

第1 この要領は、初任者研修（養護教諭・栄養教諭）実施要領（以下「実施要領」という。）第7及び第8の規定に基づく初任者研修（養護教諭・栄養教諭）に係る研修指導員及び会計年度任用職員（研修指導員）（以下「研修指導員等」という。）の任用、給与その他の身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（任用手続）

第2 県教育委員会は、研修指導員等を任用するものとする。

2 県教育委員会は、前項の規定により研修指導員等を任用し、教育事務所又は県立学校に勤務を命ずるものとする。

（派遣の取扱い）

第3 県教育委員会に研修指導員等の派遣を要請しようとするときは、校長は、市町村教育委員会に対して研修指導員等派遣申請書（様式10）、市町村教育委員会は、当該市町村を所轄する教育事務所を経由して、県教育委員会に研修指導員等派遣申請書（様式11）又は（様式10）（写）を提出するものとする。県立学校は、県教育委員会に研修指導員等派遣申請書（様式12）を提出するものとする。

2 教育委員会は、市町村教育委員会の要請に応じ、校内研修の実施日に研修指導員を初任者の属する学校等に派遣するものとする。

3 校長は、研修指導員の毎月の勤務状況を、研修指導員等勤務状況報告書（様式13）及び研修指導員出勤簿（様式16）（写）により市町村教育委員会に、市町村教育委員会は、研修指導員等勤務状況報告書（様式14）又は（様式13）（写）及び研修指導員出勤簿（様式16）（写）により翌月2日までに教育事務所に報告するものとする。

県立学校長は、研修指導員等勤務状況報告書（様式15）及び研修指導員出勤簿（様式16）（写）により、翌月2日までに県教育委員会に報告するものとする。

（任用期間）

第4 研修指導員等の任用期間は、県教育委員会に任用された日から当該任用された日の属する年度の3月31日までの間において、県教育委員会の定める日までの期間とする。

（給与等）

第5 会計年度任用職員（研修指導員）（以下「会計年度研修指導員」という。）の給与は次のとおりとする。

2 会計年度研修指導員の報酬、期末手当、通勤手当の相当する費用弁償及び各種手当に相当する報酬は、別に定める。

3 会計年度研修指導員の報酬は、1月の勤務実績に基づき、翌月15日に支給するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、その翌日以後の日であって15日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

4 会計年度研修指導員が職務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。この場合においては、行政職給料表の4級の職にある者に対して支給される旅費の額に相当する額を支給するものとする。

（勤務日）

第6 会計年度研修指導員の勤務日は、週5日以内で所属長が定める日とする。

（勤務時間）

第7 会計年度研修指導員の勤務時間は、1日6時間以内で所属長が定める時間とする。ただし、1週間について29時間を超えてはならない。

2 会計年度研修指導員には、時間外及び休日には勤務を命じないものとする。

(休 暇)

第8 会計年度研修指導員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2 休暇の取扱いについては、会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところによる。

(服 務)

第9 会計年度研修指導員の服務については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、職務の性質上これにより難いものについては、この限りではない。

2 市町村教育委員会に派遣される会計年度研修指導員の服務は、派遣を受けた市町村教育委員会の職員に関する法令に基づき、当該市町村教育委員会が監督する。

(分限及び懲戒)

第10 会計年度研修指導員の分限及び懲戒については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、職務の性質上これにより難いものについては、この限りではない。

2 市町村教育委員会に派遣される会計年度研修指導員の分限及び懲戒は、市町村教育委員会の内申により県教育委員会の職員に関する法令の規定に基づき県教育委員会が行う。

(公務災害補償)

第11 県立学校に勤務する会計年度研修指導員の公務災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が適用される。

2 市町村立学校に勤務する会計年度研修指導員の公務災害補償については、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月22日岩手県条例第35号)の定めるところによる。

(費用負担)

第12 市町村教育委員会が所轄する学校等に派遣される研修指導員等に係る報酬及び費用弁償は、県が負担し、支給する。

(補 則)

第13 この要領により難い事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

<事務取扱について>

1 校内研修

- (1) 研修指導員が担当する校内研修期間は養護教諭にあつては52時間(13日)、栄養教諭にあつては48時間(12日)とする。研修指導員の勤務時間は1日6時間以内、1週間について29時間を超えないものとする。
- (2) 旅費及び報酬(養護教諭は1時間 2,560円、栄養教諭は1時間 2,560円)は、事前に令達するので、保健体育課総括課長あて報告すること。
- (3) 現職の養護教諭・栄養教諭・指導養護教諭に研修指導員を依頼する場合は、旅費のみを支給する。なお、1(1)を適用しない。

2 校外研修の後補充

- (1) 校外研修の後補充を行う場合は、研修指導員をもって充てることができるとし、養護教諭にあつては8日間(1日4時間)32時間、栄養教諭にあつては10日間(1日4時間)40時間を上限とする。
- (2) 旅費及び報酬(養護教諭は1時間 2,560円、栄養教諭は1時間 2,560円)は、事前に令達するので、保健体育課総括課長あて報告すること。
- (3) 研修指導員による後補充ができない場合は、会計年度任用職員を任用することができる。(履歴書・免許の写し・所定の健康診断書を提出)

3 その他

- (1) 健康診断料(レントゲン、尿検査、血圧検査、文書料)は、市町村立学校又は県立学校の教職員課人事管理費から支出のこと。また、栄養教諭の研修指導員に係る検便の経費(年4回)は、所要額を令達するので保健体育課総括課長あて報告すること。
- (2) 栄養教諭の研修指導員については、校外研修の後補充において給食管理及び衛生管理部分について担当することから、栄養教諭の免許を取得せず、学校栄養職員経験者でも可とする。
- (3) 県立学校の場合、労災保険は学校で手続することとし、所要額を令達するので保健体育課総括課長あて報告すること。
- (4) 研修時間は、小学校は45分間を1単位時間、中学校及び高等学校は50分を1単位時間とみなすが、研修指導員にあつては、研修準備等を含めて1時間は60分とする。